

平成22年度版

恩給のしおり

総務省人事・恩給局

〒162-8022

東京都新宿区若松町19-1

恩給相談室

電話 03-5273-1400

この「しおり」は、恩給の受給などに必要な手続や大切なお知らせを掲載しています。
ご家族の方にも、ぜひ読んでいただきますようお願いいたします。

○ 平成22年度の恩給年額は、次のものを除き、昨年度と同額です。

- ・ 普通扶助料（実在職年6年未満）を受給されている方は、平成22年10月（12月支給分）から最低保障額が引上げとなります。
- ・ 傷病者遺族特別年金を受給されている方は、平成22年10月（12月支給分）から遺族加算額が引上げとなります。

※ 恩給年額については、別添の「恩給年額のお知らせ」をご覧ください。

○ 恩給の支払は年4回です。今後1年間の支払日は次のとおりです。

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ① 平成22年7月6日(火) | (平成22年4月分～6月分の恩給を支給) |
| ② 平成22年10月6日(水) | (平成22年7月分～9月分の恩給を支給) |
| ③ 平成22年12月6日(月) | (平成22年10月分～12月分の恩給を支給) |
| ④ 平成23年4月6日(水) | (平成23年1月分～3月分の恩給を支給) |

以下の場合、恩給相談室にお電話をください。

(受給者の死亡)

○ 受給者が亡くなられた場合は、その時期により、恩給の未払い又は過払いが生じることがありますので、速やかに恩給相談室にお電話ください。

なお、住民基本台帳ネットワークシステムの不参加団体（福島県東白川郡矢祭町及び東京都国立市。以下「住基ネット不参加団体」という。）に住民登録されている方又は国外に居住されている方が亡くなられたときは、「失権届」を提出していただく必要があります。

また、受給者が3年を超える懲役・禁錮の刑に処せられたときや日本国籍を失ったとき、扶助料を受けている妻や子が婚姻（事実上の婚姻関係にある場合を含みます。）や遺族以外の方の養子となったときも「失権届」が必要となりますので、恩給相談室にお電話ください。

(受給者の所在不明)

- 受給者が所在不明の場合は、必ず恩給相談室にお電話ください。

※ なお、受給者が所在不明のまま受給者以外の方がお支払いを受けた場合は、過払金として返納していただくこととなりますので、ご注意ください。

(受取金融機関の変更)

- 受取金融機関を変更される場合は、「振込先口座変更届」が必要となりますので、恩給相談室にお電話ください。

(住所の変更)

- 今年度から、皆様のご住所を住民基本台帳ネットワークシステムで確認して支払通知書等をお送りします。このため、原則として、住所の移転に伴い住民登録された方は、人事・恩給局に改めて「住所変更届」を行う必要はありません。

ただし、次のような場合は、「住所変更届」が必要となりますので、恩給相談室にお電話ください。

- ・住基ネット不参加団体に係る転出、転入又は転居の場合
- ・国外に係る転出、転入又は転居の場合
- ・人事・恩給局からの書類送付先を住民登録と異なる住所とすることを希望される場合、又はされている方が転居される場合
- ・受給者の成年後見人、保佐人又は補助人の方が転居される場合

※ なお、住民登録又は人事・恩給局への住所変更届がなされなかったため、「年金恩給等支払通知書」があて先不明で届かなかった場合は、恩給の支給を一時止めることとなりますので、ご注意ください。

恩給についてのご相談、お問い合わせは、恩給相談室へ

☎ 03-5273-1400

- ◇ 恩給証書の記号番号が必要です。
- ◇ 電話の受付は月曜日から金曜日（休日を除く。）の午前9時から午後5時45分まで
(注) 年4回の恩給支払日の前後日及び休日明けの午前中は、ご相談が集中するため、電話がつながりにくい場合があります。(午後は比較的すいております。)
- ◇ ご相談は、電子メールでも受け付けています。ご相談には、恩給証書の記号番号、受給者氏名、電話番号及び相談者氏名をご記入願います。

相談メールアドレス onkyusoudan@soumu.go.jp

- ◎ 恩給制度の概要については、総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) からご覧いただけます。